

一般社団法人廃棄物資源循環学会関東支部 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、廃棄物資源循環学会関東支部と称する。

第2章 目的及び事業

(目的)

第2条 本会は、廃棄物資源循環学会の目的に則り、廃棄物資源循環学会関東支部活動として、研究交流することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事項に関して活動する。

- (1) 研究発表交流シンポジウム等の開催
- (2) 会員相互の情報交流・研究協力の支援
- (3) その他、幹事会が適当と認める事項

第3章 会員

(会員)

第4条 会員は、原則として関東在住の廃棄物資源循環学会員とする。

第4章 組織

(組織)

第5条 本会には次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 若干名
- (3) 幹事長 1名
- (4) 幹事 10名程度
- (5) 運営委員 40名程度
- (6) 監事 2名
- (7) 顧問 若干名

(役員を選出)

第6条 役員を選出は次により行う。

- (1) 運営委員は、会員の立候補若しくは支部長の推薦より選出する。
- (2) 支部長、副支部長、幹事長及び幹事は、運営委員の互選により選出する。
- (3) 支部長は、会員のなかから監事を指名し、運営委員会の承認を得る。
- (4) 顧問は、支部長・副支部長・幹事長経験者、その他長期にわたり学会に貢献された運営委員より選出する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は2年以内とする。ただし、再任は妨げない。

2 前項の規定にかかわらず役員は、その任期満了後も後任の役員が就任するまでは、その職務を行う。

(役員の職務)

第8条 支部長は、会務を総括し、本会を代表する。

2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 幹事長は、支部長の命を受け、会務を執行する。

4 幹事(会計)は、本会の収支に係る出納及び会計書類等作成の事務をする。

5 幹事(企画)は、本会の事業計画を立案する。

6 幹事(運営)は、本会の活動の運営に携わる。

7 幹事(総務)は、本会の運営に関する事務処理をする。

8 幹事(広報)は、本会の事業活動を内外に広報する。

9 監事は、本会の会計及び支部役員の業務執行状況等を監査する。

10 顧問は、本会の執行が円滑に運営できるように助言する。

(会議)

第9条 支部長は、運営委員会を招集し、次の事項を協議・議決する。

(1) 事業報告及び収支決算に関する事項

(2) 事業計画及び収支予算に関する事項

(3) 会則の変更

(4) その他支部長が必要と認めた事項

2 支部長は、事業を企画し、実施する場合及びその他必要に応じて、幹事会を招集しなければならない。

3 支部長は、第1項に基づく議決を行ったときは、総会の招集、又は文書(電子メールも含む)により、会員に告知しなければならない。

第5章 会計

(経費)

第10条 本会の経費は、学会交付金、寄付金及び支部活動に伴い生ずる収入等をもってあてる。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 細則

(細則)

第12条 この会則の施行について必要な細則は、幹事会が定める。

附 則

この会則は、平成23年12月1日から施行する。

この会則の改正は、平成30年7月13日から施行する。

この会則の改正は、平成31年4月19日から施行する。

この会則の改正は、令和 7 年 1 月 31 日から施行する。